

意見書

電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について、電波法第99条の12第1項の規定により、意見の聴取を行った（平成19年8月22日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成19年9月12日

主任審理官 西本 修一

記

第1 意見

電波法施行規則の一部を改正する省令案は、適当である。

無線設備規則の一部を改正する省令案は、おおむね適当であるが、広帯域移動無線アクセスシステムに係る人体頭部における比吸収率の許容値の改正案については、利用形態を勘案した規定方法に修正することが適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

ア 改正内容

4,900MHz を超え 5,000MHz 以下の周波数の電波を使用する登録局の開設区域を変更すること。（第18条第1項第1号関係）

イ 施行期日等

一 平成19年12月1日から施行すること。

二 所要の経過措置を規定すること。

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令案

ア 改正内容

一 直交周波数分割多元接続方式及び時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を変更すること。

（第24条、第49条の28、第49条の29関係）

二 狭域通信システムの陸上移動局、狭域通信システムの基地局又は狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の通信方式について、通信方式の規定を追加すること。（第49条の26関係）

三 その他規定の整備をすること。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

(1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。)

本省令改正は、内容が大きく3点あり、まず1点目は、広帯域移動無線アクセスシステムに係る高利得 FWA システムの導入についてである。

我が国においては、山間地や離島等の条件不利地域をはじめとして、いまだにブロードバンドのインターネットサービスが享受できないブロードバンド・ゼロ世帯が平成19年3月末現在で247万世帯となっている。

このようなデジタル・ディバイドを早急に解消するための有力な手段として、固定的利用に適した高利得 FWA システムを含めた広帯域移動無線アクセスシステムの活用が期待されている。

この状況を受け、総務省は情報通信審議会において、平成19年1月より2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムに係る高利得 FWA システムの導入に関して検討を行い、平成19年4月に一部答申を得た。この答申を踏まえ、本システムを導入するための関係規定の整備を行うものである。

2点目は、5GHz帯無線アクセスシステムの登録局の開設可能区域の拡大についてである。

現在4,900MHzから5,000MHzまでの5GHz帯については、5GHz帯無線アクセスシステムという高出力の無線アクセスシステムを簡易な登録制度の手続により導入することができるようにするため、同じ周波数帯を使用する既存の電気通信業務用固定通信システムの使用期限を平成19年11月末までとしている。

このうち、特に5GHz帯無線アクセスシステムの需要が見込まれる大都市圏については、本システムの早期の導入を可能とするため、電気通信業務用固定通信システムの使用期限を2年間前倒しし、平成17年12月1日から、関東、東海及び近畿総合通信局の管轄区域において登録制度を先行して導入している。

関東、東海及び近畿総合通信局の管轄区域以外の地域についても、平成19年11月末までの使用期限が到来し、この帯域における電気通信業務用固定通信システムの退出が完了することから、平成19年12月1日から5GHz帯無線アクセスシステムの登録局の開設可能区域を一部の地域を除く全国に拡大するための関係規定の整備を行うものである。

最後に3点目は、DSRCシステムの高度化に関する制度整備についてである。

DSRCシステムは、路側に設置した無線設備と路上の車両内に設置した無線設備との間で通信を行うシステムで、これまでETCや駐車場の入出管理などに利用されている。

今後、このDSRCシステムを用いて、他の走行車両の位置情報を提供するなど、運転者の走行を支援する新たなサービス提供が予定されており、本サービスの提供を可能とするため、狭域通信システム無線局の通信方式として、同報通信方式及び単信通信方式を追加するものである。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する2者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
社団法人電波産業会	賛 成	
三菱電機株式会社	賛 成	

第3 理由

1 広帯域移動無線アクセスシステムに係る高利得 FWA システムの導入

本件は、広帯域移動無線アクセスシステムのうち、高利得 FWA システムを導入するため、無線設備規則の一部を改正するものである。

我が国においては、山間地や離島等の条件不利地域をはじめとして、いまだにブロードバンドのインターネットサービスが享受できないブロードバンド・ゼロ地域が存在することから、このようなデジタル・ディバイドを早期に解消するための有力な手段として、広帯域移動無線アクセスシステムを用いた高利得 FWA システムの活用が期待されている。このため、情報通信審議会において、本年 1 月から、広帯域移動無線アクセスシステムに係る高利得 FWA システムの導入に関する検討が行われ、本年 4 月、「2.5GHz 帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」のうち、「高利得 FWA システムの技術的条件」が一部答申されたところである。

今回の改正は、この答申内容を踏まえ、2.5GHz 帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムに係る高利得 FWA システムの導入に必要な関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

無線設備規則の改正案では、高利得 FWA の無線局の無線設備について、WiMAX 及び次世代 PHS の 2 方式の技術基準を規定するとともに、同令から委任された技術基準の告示において周波数有効利用の観点から方式を絞ることとしているが、これは情報通信審議会の答申等を反映したものであり、おおむね適当と認められる。

ただし、改正案では人体頭部における比吸収率の許容値（第 14 条の 2）の規定対象から高利得の送信空中線を使用するシステムを除いているが、高利得のものであっても人体頭部に密接・近接する利用形態が出てくる可能性もあることから、当該利用形態を勘案した規定方法に修正することが適当と認められる。

2 5GHz 帯無線アクセスシステムの登録局の開設可能区域の拡大

本件は、5GHz 帯無線アクセスシステムの登録局の開設可能区域を全国（一部の地域を除く。）に拡大するため、電波法施行規則の一部を改正するものである。

5GHz 帯（4,900MHz から 5,000MHz まで）においては、既存の電気通信業務用固定通信システムの使用期限を本年 11 月末までとしており、このうち、特に 5GHz 帯無線アクセスシステムの需要の見込まれる東名阪地域については、さらに早期の導入を可能とするため使用期限を 2 年間前倒しし、平成 17 年 12 月から 5GHz 帯無線アクセスシステムの登録制度を先行して導入したところである。

今回の改正は、東名阪以外の地域についても、本年 11 月末に使用期限が到来して電気通信業務用固定通信システムの退出が完了することから、本年 12 月 1 日から、5GHz 帯無線アクセスシステムの登録局の開設可能区域を全国（一部の地域を除く。）に拡大するために必要な関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

電波法施行規則の改正案では、4,900MHz から 5,000MHz までの周波数の電波を使用する登録局の開設可能区域を変更しているが、これは、5GHz 帯無線アクセスシステムの登録局の開設可能区域を拡大するものであり、改正内容は適当と認められる。

3 狭域通信（DSRC）システムの高度化

本件は、DSRC システムの通信方式の追加を行うため、無線設備規則の一部を改正するものである。

DSRC システムは、ITS（高度道路交通システム）の主要システムの一つであり、本システムを利用した ETC では 1,700 万台以上の車載器があり、駐車場の入出管理や料金決済など、様々な用途で普及しつつある。近年、ユビキタスネットワーク社会の構築が進展していく中で、DSRC システムについても幅広い分野における利活用が期待されており、国土交通省をはじめとする関係機関において、運転者を支援するための新たなサービス提供が予定されている。

今回の改正は、このような状況を踏まえ、今後出現が予想される高度な ITS サービスの迅速な提供を可能とする環境を整備するため、必要な関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

無線設備規則の改正案では、DSRC システムの陸上移動局の通信方式に単信方式を追加するとともに、DSRC システムの基地局及び DSRC システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の通信方式に、単信方式及び同報通信方式を追加しているが、これは、新たなサービスの提供を可能とするものであり、改正内容は適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案は、ブロードバンドサービスの普及及び ITS サービスの高度化に資するものであること、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。